

# 「急激な経済不況に伴う緊急経済支援」に係る 授業料免除（特別枠免除）について

平成 21 年 2 月 23 日

平成 20 年秋から急激な経済不況が広がっています。本学においても、その主たる家計支持者（以下「学資負担者」という。）が、会社の業績悪化等により解雇されたり、自営業で景気悪化により事業が倒産することにより、家計が急変し、授業料の納入が困難な学生（以下「家計困窮学生」という。）が生じることが予想されます。また、この経済不況による学生の就職内定が取り消される事態が本学においても生じています。これにより、引き続き本学に在籍して就職活動を行う学生（以下「就職内定取消学生」という。）もいます。

このような状況を踏まえ、平成 21 年度授業料免除において、一般の授業料免除とは区別した特別枠（免除予算額）による授業料免除（以下「特別枠免除」という。）を実施します。

特別枠免除の対象者、申請方法、選考基準等、その取り扱いは次のとおりです。

なお、申請にあたっては、事前に学生センターの学生生活課へご相談ください。

## 対象者

### 家計困窮学生

本学に在籍する学生（科目等履修生、研究生及び留学生を除く。）で、平成 20 年 9 月以降、学資負担者が事業者側の一方的な理由により解雇された場合又は景気悪化により事業が倒産した場合で、経済的理由により授業料の納付が困難な者とします。

ただし、当該年度の留年者、修業年限を超えて在学する者は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、選考の対象としません。

### 就職内定取消学生

平成 20 年 9 月以降の経済不況により事業者側の一方的な理由による就職内定取消等の事態になり、引き続き本学に在籍する学生（留年者、進学者又は研究生）とする。

## 申請方法

申請期間は、一般の申請期間を原則としますが、4 月 1 日から 3 日も期間とします。

### 家計困窮学生

一般の授業料免除と同様に申請するものとし、対象者となり得る事由証明書類を付加してください。なお、免除は半期ごとに申請してください。

### 就職内定取消学生

状況を明記した所定の申請書に対象者となり得る事由証明書類を添付して申請してください。なお、免除は半期ごとでは無く年額を対象とします。

## 選考基準

### 家計困窮学生

「佐賀大学入学料及び授業料免除等規程」及び「佐賀大学入学料及び授業料免除選考基準」に基づき実施するものとしませんが、「学業成績基準」は満たしているものとみなします。

### 就職内定取消学生

申請書類及び面談により審査を行い、免除者を決定します。

なお、免除額は、全額免除とします。